

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

📶
お知らせ

**広報紙「市政のひろば」等の
配付方法が変わります**

現在、町内会・自治会に配付をお願いしております「市政のひろば」等の全戸へ配付する文書については、平成29年5月号から、事業者による全戸配付（ポストリング）に変更します。

ポストリングにより、「市政のひろば」等の全戸配付の文書は、郵便受け等の中に投函させていただきますので、あらかじめご了承ください。

班回覧、代表者あて、地域指定の配付物については、今までどおり町内会・自治会で配付していただきますので、よろしくお願いたします。

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG
内線 24550

春季全国火災予防運動

3月1日(水)～7日(火)

消しましょう その火その時 その場で

3月1日～7日は、全国一斉の火災予防週間です。春は空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、火災の発生しやすい季節です。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、市民の皆様の火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・ 寝たばこは、絶対やめる
- ・ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ・ このくらいなら良いと油断しない

4つの対策

- ・ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・ 家具や衣類からの火災を防ぐために防炎製品を使用する
- ・ 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器等を備える
- ・ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

一般住宅でも火災をいち早く発見し、逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。住宅火災によつて亡くなられた方の死に至つた原因の6割が逃げ遅れによるもので、犠牲者の半数以上は高齢者の方です。

住宅用火災警報器のおかげで、大事に至らなかつたケースがたくさん報告されており、火災現場から多くの命が救われています。火災から大切な生命・財産を守るために、まだ設置をされていない方は、住宅用火災警報器を設置しましょう。



住宅用火災警報器の維持管理

住宅用火災警報器の設置が、平成18年6月に義務化され、当初設置されたものは電池が切れる時期となります。火災時に適切に作動するよう、設置した後適切な維持管理が必要です。

具体的には、点検ボタンを押す、点検ひもをひっぱるなど、定期的に作動確認を行ってください。電池が残り少なくなると、住宅用火災警報器から電池切れを知らせる音がします。音声で知らせるもの、ビピビピ…と音で知らせるものがあります。

普段聞きなれない電子音をご自宅でする場合は、住宅用火災警報器の電池切れの可能性がありますので確認してみてください。電池切れの場合、販売店または製造メーカーに対処方法をお問い合わせください。

設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

設置器具

煙式の住宅用火災機器（警報器または、報知設備）で、日本消防検定協会 NSマーク入りのものを推奨

取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場にて販売されています。

悪質な訪問販売に注意！

住宅用火災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください（クーリングオフの対象になります）。

問合せ 消防本部予防課危険物G
☎ 23-0419



海部地域消費生活センターを開設します

身近に起こる消費者トラブル（訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、多重債務など）のご相談に専門の相談員が電話や面談で応じます。

お気軽にご利用ください（無料、予約不要）。

対象 海部地域の市町村に在住、在勤、在学の方

場所 県海部総合庁舎1階南側

住所 西柳原町1丁目14番地

電話 23-0150

相談開始日 4月3日(月)

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後4時30分（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

巡回相談

センターでの相談のほか、海部地域の市町村役場で週1回巡回相談を行います。最寄りの相談場所をご利用ください。

問合せ 産業振興課農政・消費生活G 内線2453



市町村	相談日	相談時間	場所
津島市	毎週月曜日	午前9時30分～正午	津島市役所1階相談室
愛西市	毎週金曜日	午後2時～4時30分	愛西市役所北館2階相談室
弥富市	毎週木曜日	午後1時30分～4時	弥富市役所十四山支所1階相談室
あま市	毎週金曜日	午前9時30分～正午	あま市七宝庁舎1階相談室
大治町	毎週火曜日	午後1時30分～4時	大治町役場2階
蟹江町	毎週火曜日	午前9時30分～正午	蟹江町役場1階相談室
飛島村	毎週木曜日	午前9時30分～正午	飛島村役場1階会議室

（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

天王川公園桜並木の夜間照明

期間 3月21日(火)～4月9日(日)（桜の開花状況により変更する場合があります）

時間 午後6時～9時（雨天中止）

その他 開花状況により公園の堤防道路を、土・日曜日に限り、一方通行規制しますので、ご協力をお願いします。また、公園内東側に、臨時駐車場を設けますのでご利用ください。

問合せ 都市整備課整備維持G

内線2401



再利用資源の集団回収助成金

ごみの減量と資源の再利用を図るため、家庭の資源ごみの集団回収（年度内に3回以上）を行う団体に1kg当たり4円の助成金を交付します。

対象団体 町内会、子供会、老人会等の

営利を目的としない団体

回収品目 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶

申請方法 助成金交付申請書に計量伝票（明細書）を添付し、生活環境課清掃事務所に提出してください。

※申請をする前に団体登録が必要です。

問合せ 清掃事務所 ☎26-42208

税金の納め忘れはありませんか

市では、度重なる催告にもかかわらず納税されない方に対して、滞納処分を行うことがあります。滞納処分は、正しく納税された方との間に不公平が生じないよう、給与、預貯金、不動産等を差し押さえるものです。

税金の納め忘れがないか、今一度お確かめください。

納税相談を随時行っています

納期限までに納付が困難な場合は、必ず収納課に相談してください。

毎週水曜日は、窓口を午後7時まで延長しています。仕事などで昼間に来庁できない方は、ぜひご利用ください。

市税などの納付は便利な口座振替で

口座振替をご利用いただければ、納付忘れを防ぐことができます。また、現金を持ち歩く必要もありませんので安全です。

申し込み手続きなどは、26ページの「今月の市税や料金など」をご覧ください。

問合せ 収納課

内線2211～2218

車種	届け出先 (※は名古屋ナンバーの場合)
原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー など	税務課市民税G (内線2201~2204) または新住所地(定置場)の市町村役場
軽自動車二輪 (排気量125cc超250cc以下)	※愛知県軽自動車協会(名古屋市港区) ☎052-659-1040
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	※愛知運輸支局(名古屋市中川区) ☎050-5540-2046
軽自動車三輪・四輪 など	※軽自動車検査協会 愛知主管事務所 (名古屋市港区) ☎050-3816-1770

**軽自動車などの名義変更
および廃車の届け出**

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税され、その年の5月に納税通知書が送付されます。名義変更や廃車の届け出をしない方はお早めにお手続きください。なお、例年3月末は窓口が大変混雑しますので、3月中旬までにお手続きいただくようお願いいたします。

届け出の窓口は、車種や管轄区域によつて異なります。

なお、軽自動車の名義変更、廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会のホームページからもご覧いただけます。

☎ <http://www.keikenkyo.or.jp>

問合 税務課市民税G

内線2201~2204



**お知らせください
家屋の取壊し、新增築、用途
変更、未登記家屋の名義変更、
土地の利用状況変更など**

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※平成28年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税G

内線2205~2208

**平成29年度固定資産税に
関する土地・家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧**

所有する土地・家屋の価格等と、市内にある土地・家屋の価格等をご覧いただき、比較することができます。

日時 4月3日(月)~5月1日(月)(市役所閉庁日は除く)

午前8時30分~午後5時15分(水曜日は、午後7時まで)

場所 税務課(市役所2階)

手数料 無料

対象 市内に固定資産税を納税すべき土地・家屋を所有している方または同居の家族

持ち物 本人確認のため①または②をお持ちください。

- ①個人番号カード(写真付)、住民基本台帳カード(写真付)、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る)
- ②健康保険証、年金証書等

※対象者以外の方は、対象者の委任状が必要です。

その他 電話での縦覧帳簿記載内容に関する問い合わせには、お答えできません。税務課窓口までお越しください。なお、縦覧帳簿のコピーはできません。

**固定資産(土地・家屋・償却資産)
課税台帳の閲覧および証明書の交付**

日時 市役所閉庁日は除く、午前8時30分~午後5時15分(水曜日は、午後7時まで)

※平成29年度分は、4月30日(月)以降

場所 税務課(市役所2階)

手数料 台帳の閲覧は有料(ただし、平成29年度分については、縦覧期間中は無料)、証明書交付は有料

対象 次に該当する方

- ・市内に土地や家屋を所有している方
- ・または同居の家族
- ・借地借家人など

持ち物 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に同じ

※借地借家人の方は、①②以外に権利関係が明らかになるもの(賃貸契約書等)をご持参ください。

※対象者以外の方は、対象者の委任状が必要です。

その他 電話での課税台帳記載内容に関する問い合わせには、お答えできません。税務課窓口までお越しください。

問合 税務課固定資産税G

内線2205~2208



国民健康保険のお知らせ

加入・脱退の届け出

- ・就職・退職等をしたときは、必ず14日以内に届け出をしてください。
- ・加入の届け出が遅れた場合、国民健康保険の資格を取得した月まで遡って国民健康保険税を納めることになり、その間にかかった医療費も、全額自己負担になります。
- ・他の健康保険に加入後、国民健康保険証で診療を受けた場合、医療費を後日返還していただくことがあります。

届け出の種別・持ち物 下表のとおり

仮徴収額決定通知書の発送

国民健康保険税が年金から天引きされている方には、「平成29年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書」を3月下旬に発送します。2月に年金から天引きされた税額と同じ額が、4月・6月・8月に天引きされます。

ただし、一部の方は年金天引きされない場合があります。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線2125～2129

	こんなとき	手続きに必要なもの	すべての手続きに共通して必要なもの
国保に加入するとき	津島市へ転入したとき	—	世帯主および届出対象者の個人番号(マイナンバー)が確認できる次のいずれか ・個人番号カード ・個人番号通知カードと顔写真付きの身元確認書類 ・個人番号が記載された住民票と顔写真付きの身元確認書類 ※顔写真付きの身元確認書類がない場合は下記のいずれか2点が必要
	子供が生まれたとき	—	
	退職等により社会保険や共済組合等から脱退したとき	社会保険資格などが喪失した事実を証明する書類(健康保険資格喪失連絡票など)	
	社会保険や共済組合などの被扶養者でなくなったとき	—	
国保を脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	※顔写真付きの身元確認書類がない場合は下記のいずれか2点が必要
	津島市から転出するとき	国民健康保険被保険者証	
	死亡したとき	—	
	就職等により社会保険や共済組合等に加入したとき	・国民健康保険被保険者証 ・社会保険資格を取得した事実を証明する書類(社会保険などの被保険者証、健康保険資格取得連絡票など)	
その他	社会保険や共済組合等の被扶養者となったとき	—	・住基カード(顔写真なし) ・医療保険証 ・年金手帳、年金証書 ・介護保険証 ・各種医療受給者証 など
	生活保護を受け始めたとき	・国民健康保険被保険者証 ・生活保護開始決定通知書	
	市内転居したとき 世帯主が変わったとき	国民健康保険被保険者証	
	被保険者証や高齢受給者証を紛失、汚損したとき	(汚損した)国民健康保険被保険者証、高齢受給者証	
その他	国民健康保険の加入者が修学のため津島市から転出したとき	在学証明書または学生証	
	交通事故の治療に国民健康保険を使うとき	・印鑑 ・交通事故証明書	

※「国民健康保険高齢受給者証」「国民健康保険限度額適用認定証」等をお持ちの方は持参してください。

旧堀田廣之家住宅が
国指定登録有形文化財に登録されました

登録有形文化財

旧堀田廣之家住宅主屋、蔵、門、煉瓦塀、板塀

交付年月日 平成28年11月29日

所在 津島市祢宜町

建設年代 明治45年(蔵については大正期)

※非公開

登録有形文化財とは

近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を、後世に幅広く継承していくために作られました。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度を補完するもの。

問合せ 社会教育課生涯学習G 内線2283